

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年11月21日（平成28年（行情）諮問第684号）

答申日：平成29年1月17日（平成28年度（行情）答申第654号）

事件名：特定日に特定刑事施設を出所した特定個人に係る領置物品一覧表の開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月日特定刑事施設出所。領置物品一覧表が欲しい。訴訟のため3通。裁判所提出用。本籍，特定都道府県特定市区町村A」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年9月21日付け広管総発第170号により広島矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

不服のため，裁判所提出のため，取消しを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求は，「特定年月日特定刑事施設出所。領置物品一覧表が欲しい。訴訟のため3通。裁判所提出用。本籍，特定都道府県特定市区町村A」（本件対象文書）の開示を請求するものである。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）47条2項又は48条4項の規定に基づき刑事施設の長が領置した動産については，物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）41条2号及び42条並びに法務省所管物品管理事務取扱規程（平成26年会訓第3号大臣訓令）36条の規定に基づき，領置品基帳に，その異動を記録しなければならないとされているところ，本件対象文書は，特定個人に係る領置品基帳であると認められることから，特定個人が特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実を前提として作成されるものである。

2 本件対象文書の存否を答えることは，特定個人が特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実の有無（以下「本件存否情報」

という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、当然に特定個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

そして、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに該当しないものと認められ、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しない。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

- 3 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定年月日特定刑事施設出所。領置物品一覧表が欲しい。訴訟のため3通。裁判所提出用。本籍、特定都道府県特定市区町村A」（本件対象文書）である。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることにより、法5条1号に該当する不開示情報を開示するのと同様の結果が生じるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

行政文書開示請求書の記載及び諮問書の添付資料による求補正のやり取りに鑑みると、審査請求人は、要するに、審査請求人自身の領置物品一覧表の開示を求めているものと解される。

ところで、諮問庁の説明によると、領置物品一覧表は、刑事収容施設法47条2項等の規定に基づき刑事施設の長が領置した動産について、物品管理法施行令42条等や法務省所管物品管理事務取扱規程36条の規定に基づき、その異動を記録するために作成される領置基帳のことであり、これは、特定個人が特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実を前提として作成されるものであるとのことである。

そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が、特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、法5条1号本文前段に該当するところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も存しない。

また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、法5条1号ただし書ロに該当するとも認められない。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史